

2016年11月29日

〒103-8220  
東京都中央区日本橋兜町 2-1  
株式会社東京証券取引所  
上場部御中

Hermes EOS  
上級顧問 荒井 勝  
エンゲージメント担当マネージャー 鈴木 祥

## 決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について

拝啓

Hermes Investment Management は英国ロンドンを拠点にした年金資金運用会社で、British Telecom Pension Scheme の完全子会社であります。Hermes EOS はその活動の一環として、世界各国の 42 名の機関投資家にコーポレート・ガバナンスやサステイナビリティなどに関する助言をしております。弊社の助言サービスの下にある総資産額は約 3,076 億米ドル・34 兆円（2016 年 9 月末時点）に上ります。

このたび決算短信・四半期決算短信の様式に関する変更の提案を受け、弊社の懸念事項を簡潔に挙げさせて頂き、今後の議論の参考にして頂ければと考えております。

### 1. 連結財務諸表

これについては現行も短信での開示はあくまで義務ではなく要請に留まっているものの、実際には全ての企業が行っていらっしゃるというお話を伺いました。今後も多くの企業が開示を継続される見込みとのことですが、今一度、この開示の重要性を上場企業の皆様に強調して頂けますようお願い致します。

また「投資判断を誤らせるおそれがない場合」にはこの開示を遅らせることも可能とされていますが、上記の判断は主観的になりかねません。恣意的な判断に基づき開示が遅れるようなことがないよう、十分に注意し監視して頂くことが必要と考えます。

特に通期決算の詳細開示の遅れは、株主総会での議決権行使の判断にも影響を与えかねないという投資家の懸念を十分にご理解頂ければと考えます。事業報告書でも開示はされますが、決算短信や有価証券報告書での開示ほどの詳細はなく、また開

示のタイミングも総会の2、3週間前であるため、6月の総会ピーク時の短期間に集中します。この間に膨大な量の書類に目を通し、複数企業との対話をも持つことは投資家にとって困難となります。

## 2. 経営方針

これについては、決算短信での開示が任意となり、有価証券報告書での開示が促されるとの理解ですが、同報告書は株主総会の後に提出されるため、経営方針の内容を踏まえた上で総会での議決権行使に臨むことができなくなるということは大きな懸念であります。つきましては、引き続き短信における記載を強く求める、あるいは事業報告書に記載することを要請することが必要ではないかと考えます。

大局的に見て、今回の変更の主要な点は欧米諸国に倣って開示の自由度を高めることと理解しておりますが、他の国では株主総会の前に年次報告書（アニュアルレポート）が発行され、そこには監査済みの財務情報や経営方針なども含まれているという背景があります。このため決算短信に相当する書類では必ずしも詳細情報の開示が必要ではないという考え方もありますが、一方の日本では年次報告書に相当する有価証券報告書が株主総会後にしか発行されないという点で大きな違いがあります。日本における総会の時期をずらし、決算日からの期間を長くすることを目指した議論も行われております（これには弊社も大いに賛同いたします）が、これが実現する前に短信での開示内容のみを簡略化することは、投資家にとって望ましくない結果につながりかねないと懸念しております。

以上の点をご考慮頂き、今後も引き続きご関係者皆様の間で議論を重ねて頂き、企業と投資家の間における建設的な対話が促進されるような改革を行って頂ければと存じます。

敬具